

表1 消防団サポート店一覧(令和7年9月1日現在)

事業所等名称	業種	所在地
クアラントゥーノ	飲食業	油平49-1 岡部ビル1F
割烹ゆもと	飲食業	伊奈1030-3
パプスナック妙	飲食業	油平87 シャルマンルーフ101
あき野	飲食業	油平1-12
スナック億	飲食業	伊奈886
すし屋の勘太郎	飲食業	伊奈485-6
あゆみ	飲食業	雨間325-23
暖家	飲食業	引田548-1 工藤ビル1F
サロンまいまい坂の里	飲食業	三内549
とんかつ伊奈八	飲食業	伊奈1086
秋川渓谷観光旅館本陣	飲食業	乙津1216-1
膳と宴 秋川店	飲食業	秋川2-7-6
旬菜産直料理 双庵	飲食業	秋川2-7-12
健康自然工房みつばちファーム	飲食業	上ノ台37-3
つめんらーめん美豚 あきる野店	飲食業	秋川2-2-4
食堂五日市 天芳	飲食業	小中野384-8
馬い鶏+沖繩料理	飲食業	秋川2-1-6 1F 西
Lounge Sala	飲食業	秋川1-2-6 エスポワールビル2F
ゆいまーる	飲食業	二宮1156-12
スナックB&B	飲食業	雨間325-56 岡野ビル北
Pubsnack 慶	飲食業	秋川2-10-8 松井ビル1F
Honey bee	飲食業	秋川2-10-7 1F
近藤醸造(株)	醤油製造・販売	山田733-1
大黒屋精肉店	食肉販売業	館谷206
松村精肉店	食肉販売業	小中野116
おかしや page	製菓製造販売	五日市190 1F
るのスポーツ	卓球専門店・卓球教室	瀬戸岡161-4
秋川高等学院	通信制サポート高校	秋川1-1-13-303
チャレンジ学習塾	学習塾	秋川1-1-13-303
スマートドライブスクール多摩	自動車教習所	瀬戸岡776-2
(株)堀総建	建設業	平沢602-4
高田塗装	建築塗装業	伊奈1404-4
(株)五日市建装	建設業	留原791-4
(有)アキオートサービス	サービス業	小川東1-24-4
(有)遠藤鍍金塗装	自動車鍍金塗装業	入野525
(有)清風自動車	自動車販売・修理	留原750-3
たから不動産事務所	不動産・賃貸・売買	館谷223-10 2F
(株)セイフティー	消防設備業	小川東1-2-11
DOLL	美容業	油平77-7 山恵ビル
いちようホーム	不動産・賃貸・売買	秋川1-1-13
(株)コイワイ	日用雑貨小売業・ギフト販売	五日市12
ふとん工房たかはし	小売業	小中野392-4
イシヅカ写真館	写真館業	五日市150
たてばやし鍼灸院	療術業	秋川1-1-13 ABCビル301

消防団サポート事業とは、消防団員や同居する家族に、割引や特典の付与を提供していただく

あきる野市消防団サポート店を募集しています

消防団サポート事業とは、消防団員や同居する家族に、割引や特典の付与を提供していただく

クビアカツヤカミキリによる樹木の被害の拡大を防止し、生物多様性を保全するため、経費の一部を補助します。

特定外来生物クビアカツヤカミキリ対策に要する経費の一部を補助します



- 補助の対象 市内の民有地における、フランス(木くずと幼虫の排せつ物が混ざった物)が確認されている被害木が被害を受けるおそれがあるサク
- 補助金額
 - 防除：経費の2分の1の額か10万円のいずれか低い額
 - 伐採：経費の2分の1の額か20万円のいずれか低い額

- 対象者 市の未納がない方
- 対象事業
 - 防除：薬剤による幼虫の防除
 - 伐採：被害木の伐採及び焼却、チップ化等による処分

事前購入申込み期間内に申し込んで当選された方は、PayPayアプリで購入できます。購入後に、PayPay商品券として利用することができます。

※防除と伐採に対して1回限りとし、合計20万円を限度とします。 ※千円未満は切り捨てます。 ※その他 詳しくは、お問い合わせください。 ※申し込み・問合せ 環境政策課(☎595・1110)

市では、生活習慣病の早期発見・予防を目的とした特定健康診査、後期高齢者医療健康診査

自身のスマートフォンでPayPayアプリ内でも確認することができます。 市では、ごみの減量化・資源化を図るため、資源集団回収を行う団体に対し、奨励金を交付しています。 事前に登録(年1回)が必要です。



市では、緑地を保全し、緑化を推進するため、保存緑地と公開緑地の指定制度を設けています。表の指定条件を満たし、「適切な管理のもと大事にしている」「先祖代々受け継いで大切にしている」など、長期的な保存や公開にふさわしい緑地をお持ちの方で、指定を希望する方は、お問い合わせください。指定は、市長が必要と認め、所有者などの同意を得た後に、緑地保全審議会に意見を求め決定します。保存緑地は、指定後、樹木の枯死を防ぐための管理経費などを予算の範囲内で補助します。

保存緑地と公開緑地の指定制度

表2 保存緑地と公開緑地の指定条件

保存緑地	樹林地	樹木	屋敷林	生け垣
	面積が500㎡以上の、健全で、樹木・樹林などの形容が美観上優れている地域	次のいずれかに該当し、健全で、樹木の形容が美観上優れているもの ● 1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上のもの ● 高さが15m以上のもの ● 株立ちした樹木で高さが3m以上のもの	1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上の樹木が5本以上あるもの ※防風林など一団を形成し、美観上優れているもの	垣根として使用されているもので、少なくとも年1回以上せん定などの管理が行われ、生け垣の長さが30m以上のもの
公開緑地	● 面積が300㎡以上で、健全で、樹木・樹林などの形容が美観上優れている地域 ● 市民が散策などで自由に利用でき、5年以上継続して開放することができる地域			

市では、生活習慣病の早期発見・予防を目的とした特定健康診査、後期高齢者医療健康診査

市では、生活習慣病の早期発見・予防を目的とした特定健康診査、後期高齢者医療健康診査

資源集団回収事業を自らの手で行うこと ● 町内会・自治会、PTA、子ども会など、営利を目的としない団体

● 資源集団回収事業を自らの手で行うこと ● カレット：1キロ99円 ● ビンケース：1個99円 ● 登録方法 団体の代表者のはんこ、振込先が確認できる預金通帳を持参するか、電子申請で登録してください。 ● 登録・問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係

